

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成26年度第3回総会議案書

日 時 : 平成27年1月21日(水) 午後4時～
場 所 : 中町会館 6階 「南会議室」

目 次

議案第 1 号 規約及び諸規程の一部改正（案）について 1

議案第 2 号 27 年産米生産数量目標の地域間調整の取り組み
について（案） ... 1 2

議案第 3 号 27 年産地交付金について（案） 1 4

議案第 1 号 規約及び諸規程の一部改正(案)について

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の規約及び諸規程の一部を改正することとしたい。

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

(1) 改正理由

国の平成 26 年度補正予算で、「稲作農業の体質強化緊急対策事業」が設けられたため。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

2 諸規程

(1) 改正する規程

- ① 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- ② 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

(2) 改正理由

国の平成 26 年度補正予算で、「稲作農業の体質強化緊急対策事業」が設けられたため。

(3) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正
平成19年12月25日一部改正	平成19年12月25日一部改正
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正
平成21年 6月16日一部改正	平成21年 6月16日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	平成22年 5月12日一部改正
平成23年 5月23日一部改正	平成23年 5月23日一部改正
平成24年 3月21日一部改正	平成24年 3月21日一部改正
平成25年 3月14日一部改正	平成25年 3月14日一部改正
平成26年 3月12日一部改正	平成26年 3月12日一部改正
平成26年12月17日一部改正	平成26年12月17日一部改正
平成27年 月 日一部改正	
目次 (略)	目次 (略)
第1章 ～ 第6章	第1章 ～ 第6章
第7章	第7章
第25条 (略)	第25条 (略)
第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。	第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金	(1) 水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金
(2) 国産粗飼料増産対策事業補助金	(2) 国産粗飼料増産対策事業補助金
(3) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金	(3) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金
(4) 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金	(4) 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後			現 行		
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程			福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程		
平成16年 4月 8日制定			平成16年 4月 8日制定		
平成17年 4月18日一部改正			平成17年 4月18日一部改正		
平成19年 1月10日一部改正			平成19年 1月10日一部改正		
平成19年 3月27日一部改正			平成19年 3月27日一部改正		
平成19年 6月18日一部改正			平成19年 6月18日一部改正		
平成20年 6月20日一部改正			平成20年 6月20日一部改正		
平成21年 3月27日一部改正			平成21年 3月27日一部改正		
平成21年 6月16日一部改正			平成21年 6月16日一部改正		
平成22年 5月12日一部改正			平成22年 5月12日一部改正		
平成23年 5月23日一部改正			平成23年 5月23日一部改正		
平成24年 3月21日一部改正			平成24年 3月21日一部改正		
平成25年 3月14日一部改正			平成25年 3月14日一部改正		
平成26年 3月25日一部改正			平成26年 3月25日一部改正		
<u>平成27年 月 日一部改正</u>			<u> </u>		

改 正 後				現 行			
		経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務 <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業の実施に係る事務</u> その他規約第4条第1項第2号に係る事務				経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務 _____ _____ その他規約第4条第1項第2号に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る事務 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務 <u>稲作農業の体質強化緊急対策事業の実施に係る事務</u> その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長		福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る事務 攻めの農業実践緊急対策事業の実施に係る事務 _____ _____ その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長	
全国農業協同組合連合会 福島県本部	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	米穀部長		全国農業協同組合連合会 福島県本部	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	米穀部長	

改 正 後			現 行		
福島県米穀肥料協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	統括部長	福島県米穀肥料協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事	福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事	福島第一食糧卸協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島県担い手育成総合支援協議会	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	会長（福島県農業会議事務局長）	福島県担い手育成総合支援協議会	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	会長（福島県農業会議事務局長）
福島県耕作放棄地対策協議会	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	事務局長（福島県農業会議農地・経営部長）	福島県耕作放棄地対策協議会	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	事務局長（福島県農業会議農地・経営部長）
2 （略）			2 （略）		
第4条 （略）			第4条 （略）		
附 則（略）			附 則（略）		
附 則（略）			附 則（略）		
附 則（略）			附 則（略）		
附 則（略）			附 則（略）		
附 則（略）			附 則（略）		
附 則（略）			附 則（略）		
附 則（略）			附 則（略）		
附 則（略）			附 則（略）		

改正後	現 行
附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（平成２７年　　月　　日議決） <u>この規程は、平成２７年　　月　　日から施行する。</u>	附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） _____ _____

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成１６年　４月　８日制定 平成１６年　８月２８日一部改正 平成１７年　４月１８日一部改正 平成１９年　１月１０日一部改正 平成１９年　３月２７日一部改正 平成１９年　６月１８日一部改正 平成２０年　３月２６日一部改正 平成２０年　６月２０日一部改正 平成２１年　３月２７日一部改正 平成２１年　６月１６日一部改正 平成２２年　５月１２日一部改正 平成２３年　５月２３日一部改正 平成２４年　３月２１日一部改正 平成２５年　３月１４日一部改正 平成２６年　３月１２日一部改正 <u>平成２７年　　月　　日一部改正</u>	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成１６年　４月　８日制定 平成１６年　８月２８日一部改正 平成１７年　４月１８日一部改正 平成１９年　１月１０日一部改正 平成１９年　３月２７日一部改正 平成１９年　６月１８日一部改正 平成２０年　３月２６日一部改正 平成２０年　６月２０日一部改正 平成２１年　３月２７日一部改正 平成２１年　６月１６日一部改正 平成２２年　５月１２日一部改正 平成２３年　５月２３日一部改正 平成２４年　３月２１日一部改正 平成２５年　３月１４日一部改正 平成２６年　３月１２日一部改正 <u> </u>
目次　（略）	目次　（略）
第１章　総則	第１章　総則
第１条　（略）	第１条　（略）
（適用範囲）	（適用範囲）
第２条　推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（平成１６年４月１日付け１６生流第２号農林水産部長通知）、直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成２３年４月１日付け２２経営第７１３６号農林水産事務次官依命通知）、大豆・麦等生産	第２条　推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（平成１６年４月１日付け１６生流第２号農林水産部長通知）、直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成２３年４月１日付け２２経営第７１３６号農林水産事務次官依命通知）、大豆・麦等生産

改 正 後		現 行	
合支援協議会事務局が所掌する事務	会長（福島県農業会議事務局長）	合支援協議会事務局が所掌する事務	会長（福島県農業会議事務局長）
うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）	うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）
大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長	大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長
攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長	攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長
稲作農業の体質強化緊急対策事業推進費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長		
第9条 （略）		第9条 （略）	
第2章～第7章 第10条 ～ 第37条 （略）		第2章～第7章 第10条 ～ 第37条 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	
附 則 （略）		附 則 （略）	

改 正 後	現 行
附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (平成 2 7 年 月 日議決) <u>この規定は、稲作農業の体質強化緊急対策事業推進費補助金交付要綱（仮称）の施行通知日をもって施行するものとし、併せて第 2 条の「稲作農業の体質強化緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成 2 7 年 2 月 3 日付け 2 6 生産第 2 6 8 7 号）」等の関係する表記を修正する。</u>	附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) _____ _____ _____ _____ _____

議案第 2 号

27 年産米生産数量目標の地域間調整の取り組みについて（案）

平成 27 年 1 月 21 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

福島県の平成 27 年産米生産数量目標は、339,550 トン（26 年産米対比▲8,870 トン）と決定された。また、生産数量目標にあわせ、仮にこれだけの生産となれば 28 年 6 月末の民間在庫量が過去の平均水準（全国 199 万トン）になる数量として、「自主的取組参考値」が設定され、本県に対しては 334,130 トン（生産数量目標対比▲5,420 トン）が示された。本県としては、良食味米産地としての強みを生かしながら需要に即した主食用米の生産をはかるとともに、水田フル活用による飼料用米を中心とする非主食用米の生産拡大に取り組み、作付再開地域も含め県全体の水稲作付面積の維持・拡大をはかるものとする。

1. 地域間調整の基本的考え方

- （1）福島県において、作付再開地域は順次拡大しているものの、27 年産米においても、依然として東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域が見込まれる。このため震災等により作付できない地域と米の生産余力のある地域との間で「生産数量目標」の地域間調整を実施することにより、非主食用米も含め県内水田を可能な限り活用し需要に応じた米生産に取り組むものとする。
- （2）27 年産米においては、主食用米を巡る需給環境が大きく変化しているため、生産者の意向をふまえ早期に制度別生産計画が策定できるよう、26 年産の取り組みよりも迅速に地域間調整に取り組むこととする。

2. 地域間調整のすすめ方

27 年産米においては生産数量目標の深堀りに対するインセンティブ（生産数量目標を下回って生産した分に対する 5,000 円／10 a の産地交付金の追加払い）が設定される見込みであることから、県間調整は実施しないこととし、以下の考え方にもとづき取りすすめる。

- ①生産数量目標の調整は、地域内（JA 内等）での農業者間調整を優先して行うことを基本とする。
- ②地域内（JA 内等）で調整しきれない場合には、県内で地域をまたいだ「方針作成者」間調整（または地域再生協議会）を行う。
- ③「出し手」意向数量が「受け手」意向数量を超過する場合は、まず津波等被災地「出し手」方針作成者（または地域再生協議会）からの意向数量について優先して地域間調整を実施し、そのうえで「受け手」意向数量に残余がある場合は、他の「出し手」方針作成者（または地域再生協議会）で按分して地域間調整を実施する。

3. 取り組み手順

(1) 第1次調整

ア. 地域再生協議会等において、27年度水田農業対策への取り組み方針を決定し、方針作成者（または地域再生協議会）間調整を実施する場合は、生産者意向調査を早期（2月～3月上旬）に実施し、3月31日（期限厳守）までに「出し手」「受け手」とも県推進会議に地域間調整意向数量を申し出る。

イ. 県推進会議は方針作成者（または地域再生協議会）から、地域間調整意向数量を受け付け、以下により、4月15日までに「受け手」「出し手」に数量を通知する。

①「受け手」意向数量>「出し手」意向数量の場合

「出し手」意向数量合計を「受け手」意向数量にもとづき按分のうえ数量を通知する。

②「受け手」意向数量<「出し手」意向数量の場合

「受け手」意向通り数量を通知する。なお「出し手」意向数量については、「2. ③」の考え方にもとづき調整を実施する。

なお、「出し手」数量に未調整分がある場合は第2次調整を実施する。

(2) 第2次調整

ア. 方針作成者（または地域再生協議会）は、5月15日（期限厳守）までに、第1次調整で決定した数量以外の地域間調整意向数量を申し出る。

イ. 県推進会議は方針作成者（または地域再生協議会）から、地域間調整意向数量を受け付け、以下により、5月31日までに「受け手」「出し手」に数量を通知する。

①「受け手」意向数量>「出し手」意向数量の場合

「出し手」意向数量合計を「受け手」意向数量にもとづき按分のうえ数量を通知する。

②「受け手」意向数量<「出し手」意向数量の場合

「受け手」意向通り数量を通知する。なお「出し手」意向数量については、「2. ③」の考え方にもとづき調整を実施する。

生産数量目標の県推進会議における地域間調整は、第2次調整をもって終了とする。確認書は、第2次の調整後に第1次分とあわせて締結する。

なお、第1次、第2次とも調整後の変更は原則として認めないことから、着実に推進可能な数量を申し出るものとする。

4. 「受け手」の調整料金

「受け手」の調整料金については、生産調整達成者メリットである経営所得安定対策に係る米の直接支払交付金が26年産米から従来の半額となる7,500円/10aに削減されていること、26年産主食用米価格が大幅に低下したことをふまえ15円/kg（26年産米対比▲5円/kg）とする。

議案第 3 号 27 年度産地交付金について（案）

平成 27 年 1 月 21 日

県 水 田 畑 作 課

1 産地交付金とは

地域の実情に即して、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、野菜等の地域振興作物の生産を支援するものであり、平成 24 年度の農業者戸別所得補償制度の本格実施に併せて産地資金として創設された。

県は、国から配分された資金枠の範囲内で助成内容を設定できる。また、県の判断によっては配分枠をさらに地域農業再生協議会等に配分し、地域独自に助成内容を設定することができる。

平成 26 年度からは、産地交付金に名称が変更されるとともに、地域の魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組をさらに支援する観点から、産地戦略枠が創設された。

なお、産地交付金は国から事業の加入者に直接交付されるが、県及び地域農業再生協議会は、需要が期待できる非主食用米の作付の目標や導入する技術など、今後 3 ～ 5 年間の水田活用の取組方針を記載した水田フル活用ビジョンを作成し、これに沿って産地交付金を活用する。

2 福島県への年度別枠配分

（単位：百万円）

年 度	配分額	内 訳	
23年度	6 2 8	221	その他作物の作付実績に応じた配分
		363	22年度モデル対策の激変緩和調整枠
		21	畑地における麦、大豆への配分
		23	生産数量目標減少量に応じた配分
24年度	6 6 3	前年度内訳 + 35	生産数量目標減少量に応じた配分
25年度	7 1 3 (当初)	前年度内訳 + 50	生産数量目標減少量に応じた配分
26年度	1, 2 1 6 (当初) 内 産地戦略枠 5 7 4	前年度内訳 + 503	生産数量目標減少量に応じた配分 主食用米以外の作付面積に応じた配分
27年度	1, 2 1 6 (当初) 内 産地戦略枠 6 4 5	前年度同額	

3 各関係機関の役割

- (1) 県
産地交付金の助成内容の設定
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
産地交付金の助成内容の設定に関する支援
- (3) 地域農業再生協議会等
県からの枠配分の範囲内での助成内容の設定、対象作物の要件確認

4 平成27年度産地交付金の活用方法

産地交付金については、「福島県の水田農業の振興方策（H26.12.17策定）」（以下、振興方策という。）の具現化に向けて、戦略作物の生産性向上等の推進や地域振興作物の生産拡大など地域の実情に応じた作物の振興に活用する。

特に、需要に即した米生産を基本に東日本大震災により減少した水稻の作付面積の回復を図り、水田を最大限に活用するため、需要拡大が期待できる飼料用米等の取組みを推進する。

なお、産地交付金の活用方針等を記載する水田フル活用ビジョンについても、振興方策との整合を図る。

(1) 配分の考え方

ア 県域枠の設定

【当初配分】

(7) 加工用米助成（継続）

酒造向け等の需要の見込める加工用米の生産を推進するため助成を継続する。

助成単価については26年度と同額とし、複数年契約助成と併せて、生産を支援する。

a 助成単価

12,000円／10a（計画面積 485ha、2,600トン）
（複数年契約で別途12,000円/10a助成）

b 要件

- ①生産性向上、コスト低減のための取組み
- ②生産の団地化、集積に資する取組み
- ③共同乾燥・調製施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ④前年度に不作付地だった水田での取組み

(イ) 飼料用米助成（継続）

本県においては、26年度に引き続き多収性専用品種での取組は限定的にならざるを得ないと想定されることから、専用品種以外の取組みに対して助成する。

a 助成単価

10,000円／10a（計画面積 2,200ha、11,814トン）

b 要件

- ①コスト低減のための取組み
- ②生産の団地化、集積に資する取組み
- ③共同乾燥調製施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ④前年度に不作付地だった水田での取組み

(ウ) 地力増進作物等助成（継続）

「米作付困難地域における地力増進作物等助成」については、東日本大震災から4年を経過し、パイプライン等水利施設等の復旧が進んだものの、以前として水稻作付が困難な水田が存在するため助成を継続する。

a 助成単価

10,000円/10a（計画面積 10ha）

b 対象地域

次のいずれかの水田とする。ただし、福島県営農再開支援事業を活用して地力増進作物等を作付けできる水田を除く。

- ①「東日本大震災に伴う水稻作付困難地域畑作促進緊急措置について」に基づく、水稻作付困難地域指定申請書の地域内にある水田
- ②津波被害を受けた水田のうち、塩分濃度が高い等により水稻作付けが困難な水田

【追加配分】

(イ) 備蓄米助成（継続）

主食用米の需給調整の取組を推進するため、落札数量に応じて追加配分される配分枠を活用し、備蓄米への助成を継続する。

単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

7,500円/10a（計画面積 3,724ha、20,000トン）
（優先枠の数量）

b 要件

国の備蓄米として落札したもの

(オ) 複数年契約助成（継続）

加工用米について、3年間以上の契約による取組に対して助成する。

単価は、国からの交付単価とする。

なお、(ア)の加工用米助成との重複助成を可能とする。

a 助成単価

12,000円/10a

b 要件

3年間以上の契約に基づく取組

(カ) 多収性専用品種助成（継続）

飼料用米、米粉用米について、多収性専用品種による取組に対して助成する。
単価は、国からの交付単価とする。

a 助成単価

12,000円/10a

b 要件

多収性専用品種（「需要に応じた米生産の推進に関する要領」別紙3別表に記載された品種及びたちすがた又はアキヒカリ）による取組

(キ) そば・なたね助成（継続）

平成26年度に水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）から産地交付金に移行したそば・なたねに対して助成する。

a 助成単価

20,000円/10a（二毛作は15,000円/10a）

b 要件

J A等と実需者等との間で締結された販売契約に基づくJ A等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(ク) その他

主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った都道府県に追加配分される枠（5,000円/10a）については、飼料用米（一般品種）の取組の県域枠助成に上乗せして活用する。

なお、追加配分による上乗せ助成した合計の交付単価が12,000円/10aを超える場合には、加工用米の取組及び多収性専用品種（飼料用米・米粉用米）の取組を含めて均等に上乗せして活用する。

※・各助成の要件等は、東北農政局との協議を経て後日決定する。

・各配分枠については、所要額が配分枠を超過した場合は、単価調整を行う。

イ 地域枠の設定

地域においては、26年度より新たに設けられた産地戦略枠を有効に活用するため、振興方策に掲げる収益性の高い園芸作物の導入による複合経営の確立や、地域の魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組への支援をさらに拡大させる。

(ア) 地域協議会に対する配分は、26年度と同額とする。

(イ) 地域枠の未活用額については、県域枠として活用する。

27年度産地交付金の活用について（案）

H27.1.21

1 県域助成

県域助成については、非主食用米の取組に助成するとともに、作付実績等に応じて国から追加配分される交付金については他の取組との調整は行わず、国の交付単価で取組者に助成する。

【当初配分】

		想定面積	
(1) 加工用米助成	12,000円/10a	485ha	(58,200千円)
(2) 飼料用米助成（一般品種）	10,000円/10a	2,200ha	(220,000千円)
(3) 地力増進作物等助成	10,000円/10a	10ha	(1,000千円)
			計 279,200千円

【追加配分】

(4) 備蓄米助成	7,500円/10a	3,724ha
(5) 複数年契約助成	12,000円/10a	(加工用米)
(6) 多収性専用品種助成	12,000円/10a	(飼料用米、米粉用米)
(7) そば・なたね助成	20,000円/10a	
(8) その他		

主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った都道府県に追加配分される枠（5,000円/10a）については、飼料用米等の県域助成に活用する。

2 地域助成

地域協議会等に対しては、前年の産地交付金の当初配分（1,134,984千円）と同額を配分する。

なお、地域協議会の未活用額については、引き上げて県域助成等で活用する。

【助成単価の前年度との比較】

助成の名称		27年度助成単価	26年度助成単価
加工用米助成	単年度契約	12,000円/10a	12,000円/10a
	複数年契約	24,000円/10a	24,000円/10a
飼料用米助成	一般品種	10,000円/10a	10,000円/10a
	専用品種	12,000円/10a	12,000円/10a
地力増進作物等助成		10,000円/10a	10,000円/10a
備蓄米助成		7,500円/10a	7,500円/10a
そば・なたね 助成	基幹作	20,000円/10a	20,000円/10a
	二毛作	15,000円/10a	15,000円/10a

産地交付金の活用について(案)

平成27年1月21日

【産地交付金】 26年度計画 総額1,216百万円(うち産地戦略枠574百万円)		【産地交付金】 27年度計画 総額1,216百万円(うち産地戦略枠645百万円)	
県域計 190,200千円	加工用米 67,200千円 [うち産地戦略枠 67,200千円]	県域計 279,200千円	加工用米 58,200千円 [うち産地戦略枠 58,200千円]
	飼料用米 120,000千円		飼料用米 220,000千円
	地力増進 3,000千円		地力増進 1,000千円
総額 1,216百万円	地域枠 1,134,984千円 [うち産地戦略枠 565,304千円]	総額 1,216百万円	地域枠 1,134,984千円 [うち産地戦略枠 628,607千円]
	地域での未活用額 109,536千円と想定 県域で活用		地域での未活用額 198,486千円と想定 県域で活用

※備蓄米助成、複数年契約助成、多収性専用品種助成、そば・なたね助成は、取組実績に応じて追加配分される予定であり、表示していない。
 ※主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った都道府県に追加配分される枠(5,000円/10a)については、飼料用米等の県域助成に活用する。

平成27年産非主食用米等の生産者手取り額のイメージ(試算)

平成27年1月21日

項 目		単位	数式	飼料用米 (専用品種)	飼料用米 (一般品種)	備蓄米	加工用米 (3か年契約)	加工用米 (単年契約)	主食用米	
									数量目標内	地域間調整
収量水準		kg/10a	A	687	597	537	537	537	537	537
交付金等	米の直接支払交付金 水田活用直接支払交付金	円/10a	B	105,000	90,020	0	20,000	20,000	7,500	7,500
		円/10a	C	12,000	0	7,500	12,000	0	0	0
	0			10,000	0	12,000	12,000			
	60kg当たり交付金等		円/60kg	$D=((B+C)/A \times 60)$	10,218	10,052	838	4,916	3,575	838
販売価格(消費税込)		円/60kg	E	1,500	1,500	10,500	8,000	8,000	12,200	12,200
流通諸経費		円/60kg	F	1,500	1,500	1,500	1,750	1,750	2,000	2,000
地域間調整料金		円/60kg	G	—	—	—	—	—	—	900
生産者手取額(60kg当たり) (交付金等含む)		円/60kg	$H=D+E-F-G$	10,218	10,052	9,838	11,166	9,825	11,038	10,138
生産者手取額(10a当たり) (交付金等含む)		円/10a	$I=H/60 \times A$	117,000	100,020	88,050	99,938	87,938	98,790	90,735

(備考)販売価格の算出の考え方

飼料用米	県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定、一般品種の収量は県平均反収537kg/10aより1俵多いとした
備蓄米	26年産相対取引価格(H26.11全銘柄平均)から運賃・販売促進経費を控除した価格を参考に設定
加工用米	県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定
主食用米	米の生産費(支払利子・地代算入生産費90,513円、25年産農林水産統計)を超える生産者手取額が得られる販売価格 流通諸経費については、県内集荷事業者等からの聞き取りを参考に設定 地域間調整料金は、15円/kgとした

平成27年度水田フル活用ビジョンの 検討に向けて

平成27年1月

東北農政局生産部生産振興課

「水田フル活用ビジョン」の作成

概ね3～5年間の地域農業の取組方針を記載した「水田フル活用ビジョン」を都道府県及び地域農業再生協議会で作成



戦略作物助成

【見直しのポイント】

- ① 飼料用米・米粉用米に数量払いを導入
- ② そば、なたねを産地交付金に移行

※ 他の戦略作物の単価等は現行のまま



ビジョン作成が産地交付金による支援の要件

産地交付金

【見直しのポイント】

- 水田フル活用ビジョンに記載された3年後の取組面積、生産量等の客観的な目標を達成するための取組を充てる「産地戦略枠」を設定し、従来分と合わせて当初配分

○ 追加配分

- ① 飼料用米・米粉用米での多収性専用品種の取組について、1.2万円/10aを追加配分
- ② 加工用米での複数年契約（3年間）の取組について、1.2万円/10aを追加配分
- ③ そば、なたねの作付について、基幹作2.0万円/10a、二毛作1.5万円/10aを追加配分

※ 備蓄米については、25年度と同様の仕組み（単価7,500円/10a）

水田フル活用ビジョンについて

- これまでの産地資金の活用計画書を充実させ、「地域農業の設計図」として「水田フル活用ビジョン」を都道府県、地域農業再生協議会で作成。
- ビジョンでは、需要が期待できる非主食用米の作付目標や導入する技術など、今後3～5年間の水田活用の取組方針を記載。

※ 26年度から「水田フル活用ビジョン」の作成が、産地交付金による支援の要件。

※ 作成した「水田フル活用ビジョン」については、作成者によりホームページ等において公表。

<水田フル活用ビジョンの内容>

○ 取組方針(公表部分)

1. 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題
2. 作物ごとの取組方針
 - ・現状や課題を踏まえ、作付面積の目標や生産拡大に向けて導入する技術、販売先との連携・販売戦略、活用施策などの記載
3. 作物ごとの作付予定面積
4. 平成28年度に向けた取組及び目標
 - ・取組内容・分類、取組面積や生産量等の現状値と目標値の設定

○ 産地交付金の活用方法の明細

- ・ 支援対象となる品目、具体的な使途(取組内容)
- ・ 支援単価 等

都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成の上、5月31日までに
都道府県から国に提出

産地戦略枠の創設について

- 平成26年度の産地交付金については、地域の特色ある魅力的な産品（主食用米を除く）の産地づくりに向けた取組をさらに支援する観点から、産地戦略枠の創設（180億円）等により平成25年度に比べて264億円が増額（804億円）。

- 産地戦略枠の具体的な使途としては、
 - ア. 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
 - イ. 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
 - ウ. 地域特産品など、ニーズの高い産品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組に、産地戦略枠を充てるものとする。
- また、各県は国からの産地戦略枠の配分を受けて、
 - ① 水田フル活用ビジョンに上記ア～ウの取組の目的を明らかにした上で、28年度の取組面積、生産量等の客観的な目標を記載するとともに、
 - ② これらの目標の達成に資することとなるような取組内容・単価を設定するものとする。
- このほか、産地戦略枠については、
 - ① 食料自給率の向上や所得倍増に直接寄与しない作物（景観形成作物等）への助成
 - ② 倍増に直接寄与しない作物単価が5万円/10a以上となるような助成 ※従来枠や追加配分枠との組合わせを含む。
 - ③ 畑地を対象とする助成は、不可とする。
- ※ なお、
 - ・ 従来枠から産地戦略枠への振替については、平成27年産以降においても徐々に行う
 - ・ 3年後の目標の達成の度合いに応じ、各県の産地戦略枠の配分額の調整を行うこととする。

平成26年度の協議では、・・・

- ① 地域が抱える課題の解決に向けた、取組方針や交付金の活用方法となっていますか。
・そばで収量向上のため排水対策が重要 ⇔ 助成の要件に排水対策を加えてはどうか。
- ② 取組方針に則した、活用方法(取組要件)になっていますか。
・団地化を要件とした使途の設定 ⇔ 取組方針に団地化によるコスト削減の取組の記載がない。
- ③ 単なる単価アップとなっていませんか。高額単価とする理由は何ですか。
・地域振興作物に位置づけて支援 ⇔ 振興作物の生産拡大に向けて具体的にどのような取組を行いますか。また、どのような販売戦略をもっていますか。
- ④ 産地戦略枠で支援する品目について、網羅的に全品目を対象としていませんか。
・野菜の生産拡大を図るため産地戦略枠で支援 ⇔ 振興する品目について地域で十分に検討して下さい。
- ⑤ その他の指摘
・28年度の目標値が現状値より減少している、取組方針では拡大なのに目標面積が減少している、
団地化規模等の取組要件が後退していないか、具体的要件で数値的な基準を設定する必要はないか。
不作付地の解消面積が作物の作付面積に反映されていない。 など

どのような取組や振興方針によって、産地化や生産拡大を図っていくのか、具体的に記載する必要。(文章と数値の整合にも留意)

- 平成26年度に作成した「水田フル活用ビジョン」について、地域における取組方針が分かりにくい場合や前年度に指摘を受けている場合は改善が必要。また、地域における産地づくりの取組の進展状況に応じて、助成内容についても改善の検討を行うことが必要。なお、飼料用米の生産拡大等の前向きな目標の見直しは可能。

① 産地戦略枠について

- ・ ア～ウの分類について、より産地の努力を反映できるよう、イ、ウへの取組を重視
- ・ 平成30年までは同じ割合で、従来枠から産地戦略枠へシフト

② 加工用米複数年契約に係る運用について

- ・ 契約違反への対応については、取組計画認定時での確認が難しいことから、過年分の交付金の返還または翌年の当初配分から当該生産者分の交付額の減額調整に変更

③ 担い手への積極的な支援について

- ・ 農地中間管理機構等による担い手への集積を推進していく観点で、担い手育成の誘導に資する支援の必要性について検討

④ 備蓄米への助成について

- ・ 主食用米水準の価格が確保されていること、入札結果により生産面積が左右されるため、米の直接支払交付金（7,500円/10a）以上の助成は認めない方向、産地戦略枠の活用は不可

○ 深堀分への支援について

主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなった県に対して追加で配分（5,000円/10a）



地域で振興する作物の産地化や生産拡大に向け、産地交付金を有効に活用していくことが重要！

平成27年度に向けた産地戦略枠の取り扱いについて(検討方向)

1. 産地戦略枠の取組の分類について

- ・ 28年度の目標に向けて、地域の取組面積が拡大しないものは、イ及びウの対象としない。
- ・ 同一内容・単価での取組の継続は、最長3年間を限度とし、進捗状況に応じて見直しを行う。
- ・ 支援要件として、複数の取組を選択肢として示している場合、その選択肢の取組の内容の全てがイ、ウに該当しない場合、その分類は、アに該当するものとする。

イ 生産性向上等の取組例

- ・ 担い手(認定農業者、集落営農等)が行う取組
- ・ 生産基盤・体制の効率化(団地化、ブロックローテーション、作業集積など)
- ・ 低コスト栽培技術導入(直播、土壌診断による施肥、共同防除など)
- ・ 排水対策、ほ場条件の改善(明渠・暗渠の施工、高畦栽培など)
- ・ 収穫・流通体制の改善(フレコン・バラ出荷など)、新品種の導入 など

ウ 付加価値の高い作物生産の取組例

- ・ 複数年契約(一定の品質、特定の品種に限定した場合)
- ・ 作物の付加価値を高めるための栽培技術の導入(GAP、減農薬・減化学肥料栽培など) など

2. 産地戦略枠の評価について

- ・ 産地戦略枠の評価(29年度に28年度目標の達成度を評価検証し、30年度の産地戦略枠を調整。)
 - ① 28年度目標の設定水準(現状に対して意欲的な目標を設定したか)及び達成度(目標を達成したのか、どの程度まで推進したのか)
 - ② 取組内容(イ、ウの取組を評価) などを指標として評価する方向で検討。
- ・ 上記を踏まえ、26年度に設定したビジョンの目標を27年度に変更することは可能とする。

水田農業を取り巻く状況の変化

◎ 国の農政改革の実施

- ☆ 担い手への農地利用の集積を加速し、農業構造改革と生産コスト削減を促進
- ☆ 経営所得安定対策等を見直し、担い手に施策を集中
- ☆ 30年度から生産数量目標を配分せず、農業者の経営判断を重視するとともに、非主食用米への誘導を強化
- ☆ 日本型直接支払制度の創設

◎ 米の消費量減少と近年の豊作による供給過剰に加え、本県産米は、原子力災害による風評の影響から米価が大幅に下落し、販売環境が悪化

本県水田農業の喫緊の課題

- 担い手の育成を進め、経営所得安定対策等への加入の加速的推進が必要
- 良食味米を生産できる強みを生かした品質・生産性の向上と販路の拡大が必要
- 需給に即した生産を基本として、業務用米を含めた多様な米づくりの推進、飼料用米とWCS等の作付拡大が必要
- 収益性の高い園芸作物等を導入した経営転換の促進が必要
- 地域の災害復旧状況に応じた水田農業の復興が必要

したがって30年度に向けて

目指す水田フル活用の姿

単位:ha

品 目	現状(25年度)	目標(29年度)
主食用米	65,700	62,000
非主食用米	3,676	12,600
飼料用米	514	6,600
備蓄米	2,111	3,700
WCS用稲	675	1,200
加工用米	360	1,000
米粉用米	14	100
麦・大豆・そば	3,513	4,080
飼料作物	3,025	3,300
園芸作物	2,792	3,200
その他	16,694	11,420
合 計	95,400	96,600

目指す水田農業経営の姿

経営区分	経営規模と作付品目	農業所得
土地 利用 型 経営	個別経営 15ha	主食用米 9ha 623万円
		飼料用米 3ha
		加工用米 1ha
		備蓄米 2ha
	集落営農 50ha	主食用米27ha 2,090万円
		飼料用米11ha
		加工用米 6ha
		備蓄米 6ha
複 合 経営	個別経営 9ha	主食用米 5ha 650万円
		飼料用米 2ha
		野菜 2ha
		(2年3作)

基本方針

- プロフェッショナル経営体の増加、認定農業者等の育成、農用地の利用集積を促進
- 経営所得安定対策等への加入を推進し、農業経営を安定
- 地域特性を生かし、主食用米のより一層の食味向上と創意工夫あふれる多様な米づくり、飼料用米等の生産や園芸作物への転換を促進し、水田をフル活用
- 県産米の風評対策の継続的取組と、食味の良さなどを生かし、県内外において積極的に販路を拡大
- 避難地域の農業の将来像の検討、津波被災地等での新たな営農体系の構築や担い手の確保を図り、営農再開を促進

主な取組内容

指標は現況値⇒目標値 現況値は記載がないものは25年度、目標値は29年度

1 担い手の育成と経営所得安定対策等の推進

(1) 農用地の利用集積と担い手の育成

- 地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体の増加
- 認定農業者等の育成強化と農用地の利用集積の加速化

【指標】農用地利用集積率(%) 40⇒55以上

(2) 経営所得安定対策等の推進

- 経営所得安定対策等への加入誘導

【指標】ナラシ対策への加入率(面積:%)

18(26年度)⇒50以上

2 需要に即した作物の作付と販売の促進

(1) 主食用米

- 安全性を確保し、生産コストの低減と良食味米の生産
- 「天のつぶ」の生産拡大と食味の向上
- 風評対策の継続実施と県内外で販売促進活動の強化

【指標】食味ランキング特Aの割合(%) 42⇒100

学校給食の県産米利用割合(%) 84.5(23年度)⇒100

(3) 非主食用米等

- 飼料用米の収量性の向上と作付拡大
- 主食用米への混入防止と輸送コストの低減
- 飼料用米や加工用米の地域での生産利用の連携強化

【指標】飼料用米作付面積(ha) 514⇒6,600以上

(2) 大豆・そば等

- 収量と品質の向上
- 産地体制の維持、津波被害地域等での産地回復

【指標】大豆の上位等級比率(%) 24⇒50以上

(4) 園芸作物

- 園芸作物の積極的な導入と経営の転換
- 新たな生産方式の導入

【指標】水田における園芸作物の作付面積(ha)

2,792⇒3,200以上

3 地方毎の推進方向

- 地域条件を生かして、主食用米中心の経営や飼料用米等を取り入れた経営、園芸との複合経営等を推進

本県の水田と多様な風土・産物を生かして

水田を有効に活用した効率的な農業経営の実現